

鳥取県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成24年5月1日
たなかクリニック	鳥取市吉方温泉三丁目807	平成24年6月30日